

令和3年第1回大衡村議会定例会会議録 第2号

---

令和3年3月4日（木曜日） 午前10時開議

---

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	萩原 達雄	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	庄子 明宏	監 査 委 員	渡邊 保夫
教育次長兼学校教育課長	齋藤 浩	総 務 課 長	佐野 克彦
企画財政課長	残間 文広	住民生活課長	金刺 隆司
税 務 課 長	堀籠 淳	健康福祉課長	早坂紀美江
産業振興課長	渡邊 愛	都市建設課長	後藤 広之
社会教育課長	大沼 善昭	参事兼指導主事	岩渕 克洋
会 計 管 理 者	堀籠満智男		

---

事務局出席職員氏名

事務局長	堀籠緋沙子	書記	片浦 則之	書記	沼田 裕紀
------	-------	----	-------	----	-------

---

議事日程（第2号）

令和3年3月4日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5 議案第 3号 大衡村防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 4号 大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 5号 敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 6号 大衡村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 7号 大衡村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 8号 大衡村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第 9号 大衡村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第10号 大衡村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第11号 大衡村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第15 議案第13号 令和元年度中山橋架替工事（下部工）の請負契約の変更について
- 第16 議案第14号 令和2年度役場庁舎冷暖房熱源改良工事の請負契約の変更について

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

---

午前10時00分 開 議

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和3年第1回大衡村議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番佐野英俊君、3番石川 敏君を指名いたします。

---

## 日程第2 一般質問

議長（細川運一君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問は通告順に発言を許します。

通告順3番、佐藤 貢君、発言願います。

11番（佐藤 貢君） おはようございます。

通告順位3番、佐藤 貢です。

私は災害に強い村づくりを進めよと題し、一問一答で質問いたします。

東日本大震災から今年の3月で10年となるのを前に、先月2月13日の深夜、宮城、福島震度6強の大地震が発生いたしました。震災から10年後に、再び震度6強の余震に見舞われるとは誰もが予想しなかったことであり、驚きと不安を感じ、愕然とする思いがありました。今回の地震は震源が深かったために津波の影響はなかったものの、近いうちに大きな余震が来る可能性もあるという新聞等での報道もございました。今回の地震では、大衡村においても震度5強の強い地震に見舞われましたが、幸いにも大きな被害はなく、取りあえずほっとしているところであります。以前にも豪雨災害に対する危機対策について一般質問をしましたが、いつどこで発生するのか想定できない、この自然災害に対応できる強い村づくりが必要と考えます。全ての住民の皆さんが安心、安全な生活と命を守るためにも、村の防災、減災の取組体制について、改めて伺うものであります。

1点目として、宮城県9・1総合防災訓練が令和元年に大衡村を会場として行われ、改めて防災力の必要性を感じたところでした。また、村では村全体の総合防災訓練や地区ごとの防災訓練が、ここ何年かは毎年交互に行われてきましたが、今後も引き続き例年どおり行うものなのか。また、訓練の内容もマンネリ化しており、防災関係機関の訓練だけが主体となっており、なかなか住民参加による訓練が、どの地区においても参加する人が少なく、訓練といえども緊張感、危機感が伝わってこない。今後の訓練内容を

どのように進めていくのか、また対策はあるのか、その辺をお伺いします。

2点目として、新型コロナウイルスの影響で、避難の仕方や、避難所でのコロナ感染対策を取りながらの避難ということで、避難体制も変わってくると思います。村では災害対策用として、段ボール製のパーティションセットを各集会所向けに準備はしていますが、その他にも新型コロナウイルス感染予防策としての備品も必要になってくると思います。また、避難所として各集会所だけでなく、新たな施設の利用も出てくると思いますが、これまでの防災マニュアル、あるいは防災計画を見直す必要があるのではないのでしょうか。

3点目として、防災体制の強化を図る上で、消防団をはじめとする公的機関の支援、いわゆる公助がとても重要だと考えます。特に、地区の防災活動として、大衡村消防団、大衡村婦人防火クラブ等の皆さんには、常に地域の防災リーダーとして重要な役割を果たしていただいております、感謝を申し上げたいと思います。これからも消防団の育成や活動の充実、そして災害時の防災協定を結んでいる村内事業者、またその他の防災協定を締結している団体機関との協力体制がとても大事ではないかというふうに思いますが、実際に大衡村の現状はどうか、お聞きしたいと思います。

4点目として、防災、減災に取り組む上で、当然課題もあると思いますが、それはどういったものなのか。その辺もお聞きしたいと思います。

以上、この4点について、村としての取組をお伺いします。よろしく申し上げます。

議長（細川運一君） 村長、発言願います。

村長（萩原達雄君） おはようございます。

佐藤 貢議員の一般質問にお答えをいたします。

災害に強い村づくりを進めよということでもありますけれども、その1点目の村全体の防災訓練や地区単位での防災訓練を、今後どのように進めていくのかという問いでございます。

これまでの村全体の総合防災訓練と、そして各地区で組織している自主防災組織での防災訓練は、議員もただいま申されましたが、隔年で実施しております。今後も住民の防災意識の向上、消防、警察など、防災関係機関との密接な連携を図るためにも、継続して実施してまいりたいと、このように考えるところであります。

が、しかし、昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、村全体の総合防災訓練はやむを得ず中止といたしましたけれども、令和3年度は改めて村全体での総

合防災訓練を、もちろんコロナ禍ではありますけれども、いろいろ工夫を凝らしてぜひ実施したいなど、こんなふうに考えているところであります。また、全行政区に自主防災組織が立ち上げられておりますので、この組織を主体とした独自の訓練が実施されるよう働きかけてまいりたいと、このように考えております。

次に、2点目のコロナウイルスの影響で避難体制も変わってくると思うが、これまでの防災マニュアルの見直しはということではありますが、一昨年台風19号や先月13日に発生した震度5強を観測した地震など、近年の自然災害は大規模化、激甚化しており、これに対応するため本村でも様々な防災対策等、災害対応マニュアルの策定に力を入れており、令和元年5月には大衡村地域防災計画の更新を行ったほか、住民向けの大衡村ハザードマップを全戸配布して周知を図って行っております。また、今年度においては、本村における避難勧告等の発令基準を定めた避難勧告等の判断伝達マニュアルや、新型コロナウイルス等感染症対策も考慮した避難所運営マニュアルを策定したほか、災害時の消防団の基本的な活動を定めた消防団活動安全管理マニュアルの策定や、災害発生時の職員初動対応マニュアルの見直しも行っており、各種環境整備に努めているところであります。

次に、3点目の防災体制の強化を図る上で、消防団活動の充実や村内事業者の応援協定などの連携体制が大事だが、現状はどうなるのかとのご質問であります。消防団活動につきましては装備の充実強化を図るため、平成30年度より消防車両の導入を進めております。現在、5分団で使用している消防ポンプ車に加え、消防指揮車1台、第1分団と第6分団に小型動力ポンプ付軽積載車を、そして8分団に救助用資機材小型動力ポンプ搬送車をそれぞれ配備し、令和3年度以降も順次車両の導入を図る計画としております。また、災害時の応援体制としては、大衡村災害応急措置協力会をはじめとした様々な事業者と応援協定を締結しており、そのほか自治体間の災害時相互応援に関する協定として、岩手県金ヶ崎町と平成29年6月に協定を締結しております。なお、災害応急措置協力会には、村の総合防災訓練への参加や東日本大震災あるいは関東東北豪雨災害などの発災時においては、率先して応急復旧に従事していただいておりますので、今後も協定提携先と連携を図りながら、災害対応を充実してまいりたいというふうに考える次第であります。

4点目の、防災への取組として現在の課題はとのご質問であります。避難所の中には浸水や土砂災害の恐れが生じる場所もありますので、国交省において事業着手中の

遊水池の早期完成を強く要請しながら、減災対策を進めてまいりたいというふうに考えます。また、住民自らの避難行動の判断が取れるような情報の発信策を講じるため、現在の防災行政無線や防災登録メールと村ホームページの情報発信に加え、ツイッターなどのSNSなどの活用も行うものであります。

以上、第1問目の答弁といたしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） それでは順に、詳細にわたって、再質問していきたいと思います。

まず1点目ですが、今後防災訓練は継続的に実施していくという村長の答弁でしたけれども、これは当然なことだと思いますけれども、これまで村全体、あるいは地域ごとの訓練、ある程度見てきましたけれども、どうしても何と言いますか、消防団、あるいは婦人防火クラブ、そういった人たちが主体となって、住民の参加があまりなかったような気がしますけれども、そういった危機感が伝わってこない、そういった印象を受けますけれども、これまでの訓練を体験して村長はどのように感じてきたのか。その辺を、まず最初にお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そうですね。防災訓練、あるいは村で、中央でやる訓練、そしてまた地区でやる、隔年というか交代交代で年次ごとに開催しておりますけれども、議員仰せのとおり、マンネリ化しているのではないかというようなお話も確かにあるわけでありまして、が、しかし、基本は繰り返し繰り返し同じことをやるのが基本だというふうに私は思っております。それが、災害がいざ発生したときに、そういったものが生かされてくるんだろうというふうに思います。やはり住民の参加があまり芳しくないようだという議員のお話でもありますけれども、大衡村、はっきり申し上げますと、他自治体から比べますと、先般の2月13日の震度5強に際しましても、蔵王町が一番震度が宮城県では高かったわけですが、大衡は5強であります。黒川地域においても、大衡が一番高かったんですよ、5強。でありますけれども、被害があまり、あまりと言いますか、あるんですよ。あるんですけれども、あまり大きな被害がなかったということで、地震には強い村なのかなというふうに感じているところでもありまして、そういったことから住民の皆さまも3・11を経験しているわけでありまして、何と言いますか、そのときの非常に困難な状況は、身にしみて分かっているはずであります。が、しかし、それを超えるような地震でもあれば、何と言いますか、皆真剣に、いや、真剣には常に

しているわけでありますけれども、何と言ったらいいんでしょうね。ちょっと油断をしているといいますか、そういう気持ちもあっての、その住民参加があまり芳しくないような状況もあるかもしれません、もしかしたら。あるいはまた、ときわ台等々には新住民も来られまして、その当時の様子をあまりよく分からない方々もおられるのではないかなというふうに思います。したがって、今後はやはりそういった震災の当時を思い出していただいて、訓練等々に参加していただければというふうに思うわけであります。

いずれにしても、村としても手をこまねているわけではございませんので、広報なりいろんなメディアを通じながら、住民の皆さんのそういった訓練参加、そういったものに対応してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） 村長の答弁にもありましたけれども、全行政区に自主防災組織が立ち上がっているということなんですが、これからこの自主防災組織に期待したいと思うんですが、村ではいつ頃から組織化して、その目的、あるいはその各行政区の取組の現状、そういったものが分かる範囲でよろしいので、お示しをお願いしたいと思えます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 各地区において、自主防災組織が立ち上げられております。年次的には平成29年、早いところは26年ですかね、に立ち上がっております。26年、28年、そして29年が一番多いわけでありまして、立ち上がっております、住民の皆さんの熱意、そういったものを感じるわけでありまして、そのための啓発、そういったものは村のほうで当然広報やらそういった、あるいはその補助事業によって資機材等々の整備とか、そういったものを順次行ってまいりました。おかげさまで、各自治体や住民自治の自主防災組織、これもなかなか充実した内容となっている、資機材についてはですよ。充実した内容になっているものというふうに思っております。今後もいろいろな形態の変化、そういったものに対応しながら、その資機材も変化していきますから、そういったものに対応できるような、そんな体制を整えてまいりたいと、このように思っております。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） 先月の13日の地震で、各地区の、各行政区の反応がいろいろまちまちだったというのを聞いていますけれども、慣れていない部分もあるんだと思えますけれども、村長、以前から住民の防災意識を高めるためには自助、共助、そういったことを意

識することが大事だと言われておりますけれども、私も全くそのとおりだと、そのように思っております。ただ、そのせっかくつくったこの自主防災組織、これもまたマンネリ化しないためにも、常に効果的な訓練、あるいは支援、地域のリーダーの育成、そういったものの充実を図ることも、行政としての指導、それも公助なのかなというふうに思っておりますけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） まさに自助、最初は自助ですよ。そして、共助、みんな。そして、最後というわけではないんですが、それでも手に負えない部分はやっぱり公助ですよ。公助が必要だというふうに思っております。そういう中で、いろいろと先ほども申し上げましたけれども、資機材等々の整備等々もしますし、今まさに今度はさらに、それにコロナが絡んで、避難体制、避難所の設営ですね、構築、そういったものの体制もまたこれまでの我々の常識とはまた違った形で対策も講じなくてはいけないということで、なかなか変化に対応する、そういうことが必要だというふうに思っております。同じことを先ほども申し上げました。マンネリ化しているというわけではなくて、そういう捉え方もあるかもしれませんけれども、同じことをやっぱりやらないと、いざというときに同じことができないわけでありまして、ですから、訓練ですから、同じことを何回もやる。それがやっぱり基本ではないのかなと。同じことを何回もやっていたら、いざというときにその同じことが生きてくるということでありまして、ですから基本中の基本というふうに捉えていただければ幸いなのかなと、こんなふうに思います。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） 村長が言われるとおりになんですけれども、要はその訓練、訓練といっても、やはりその住民を巻き込んだ訓練というのも一番大事ではないのかなというふうに思っております。ある自治体では、経験豊富な防災のプロといいますか、そういった方を招いて指導の取組をしている自治体もあるようでございます。村長も昨日の施政方針の中で、令和3年度において、気象予報士を講師として防災に関する研修会を開催していくということを述べられておりますけれども、それをもう少し詳しくお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 詳しい中身は担当より申し上げますけれども、まずもって令和3年度の、おっしゃったように大衡村の防災研修会、これは仮称でありますけれども、開催を予定



するところであります。内容は、日時といたしますか、いつ頃ということでありまして、7月中旬あたりを予定しておるということでありまして、場所的には中学校の講堂、あるいは村民体育館等を想定しておりますけれども、対象者は村民の方々であります。その中でも、各地区の自主防災組織に関わる方々が主となるんだらうなというふうに想定はしておりますけれども、一般村民、当然大歓迎でありますから、ぜひお願いしたいなというふうに思います。内容は、気象予報士による講演ということで、近年の風水害、そういったところの怖さといたしますか、そういう対応ですね。そういったことを、1回目でありますから、1回で終わりだというわけではなくて、毎年といたしますか、定期的なこういう研修会を開いていけたらいいなというふうに思っているところであります。

そして、避難所の開設なども、実際に村民体育館等々で、先ほどもお話がありました段ボールパーティションや段ボールベッドとかですね。あるいはワンタッチテントの設営の方法やら、そういったことを、いろんなことだと思うんです。そういったことを、訓練も兼ねて研修会を開催したいというふうに思います。

詳細については、担当より説明をさせます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） お答えいたします。

詳細については、ほぼほぼ村長が答弁したとおりでございますけれども、日時、場所、対象者、内容については、今村長が答弁したとおりでございます。

内容について、防災講演会、1部と2部に分けまして、1部については今のところ予定でございますけれども、気象予報士による講演、気象災害と防災意識の必要性等々についての部分でございます。あとは、第2部といたしまして避難所開設、運営訓練。これについては、昨年8月に策定した避難所運営マニュアルと新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだそのマニュアルに基づいて、新型コロナウイルス感染症予防に留意した避難所の開設、コロナに対応した避難所の開設と運営、施設運営等の行動手順について実践訓練を行うものという形になっております。昨年、ワンタッチのテントですとか、段ボールパーティションの職員だけのいわゆる開設訓練というのも実施しておりますので、併せてご報告申し上げたいと思います。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） 分かりました。そういったものも含めて、講習等も含めて、そして地区ごとの地区防災組織も結成されましたので、さらなる地域の防災対策の強化を期待した

いなというふうに思います。

次に、2点目に入りたいと思います。

2点目の中で、そういうマニュアル、防災マニュアル、防災計画、その見直しが必要ではないかという質問をしましたが、村長の答弁では、いろいろ更新もされていますし、そのほかにいろいろとマニュアルが策定されているということで、よかったなと。心配していたんですけども、これを基に進めていただきたいというふうに思います。

ただ、その中で、避難勧告等の判断伝達マニュアルというものがあるんですけども、よく内容が分からないんですが、ただ独り暮らしの高齢者、あるいは歩くのが困難な障害を持っている方、老人、年寄りの方、そういった方々の避難の誘導、そういったものを誰がどのような手段で避難所まで連れていくのかと。そういったものも明記されているのであれば、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） お答えいたします。

避難勧告等の判断伝達マニュアル、昨年の8月に策定してございます。水害編と土砂災害編という形になっております。いわゆる独り暮らしの関係の部分でございすけれども、その方をこのように例えば避難所まで誘導するというような部分については、そういった定めはございません。あくまでも住民、施設管理者等に求める避難行動ですとか、避難勧告等になる水害、あと河川、あと避難勧告の伝達内容、大まかな部分での伝達内容等々についての、いわゆる取決め事項という形になっているものでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） そういった避難することが大変な方、大衡村にも結構いると思うんですけども、村のほうでは避難行動要支援者名簿というのは作成されているものなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 現在、名簿のほうは整備しているところでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） ぜひ整理しておいていただきたいというふうに思います。

それから、現在各集会所のほうに避難場所、そういったものを計画されていると思うんですけども、こういった施設が計画されているものなのか、集会所のほかにですね。例え

ば平林会館、そういった施設があるのであれば、その辺をお知らせをお願いします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） まずもって、指定避難所といたしまして、第1次避難所、第2次避難所ということで、第1次避難所については各集会所になるものでございます。第2次避難所、コロナ関係になろうかと思えますけれども、村民体育館、小学校、万葉研修センター、後は青少年交流館、中学校等々がございます。あとは、そのほか指定避難所といたしまして、例えば福祉センターですとかクリエイトパーク多目的運動広場という形もありますけれども、いわゆる住民の方が避難する場所といたしましては、先ほど言ったとおり、村民体育館、小学校、万葉研修センター、小・中学校になるものでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） この避難所でも必ずしも安全だということもないわけですから、実際に被害も発生することも想定できると思うんですが、そういった場合、その場所に避難することができない、あるいは地理的に無理だなと、その状況によって避難所に行けない場合も想定されますので、そういったものは防災計画の中で示されているものなのか、その辺をお伺いします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 先ほど答弁いたしましたとおり、指定避難所まで行けないような形の方についての指定避難の仕方、在り方についてはまだ規定という定めはございませんので、いわゆる一般的な指定避難所はここですよというような規定のみになっているのでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） 障害者だけでなく一般の方も、そこの避難所に被害があった場合に行けないということで、何らかの形で行政のほうで指示を出すのか、その辺をお伺いします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） そうですね。当然そういった形もあり得る、指定避難所が例えばどうしようもなく使用ができなくなったという形もありますので、第1次的には自主防災組織、区長等々を通じて、その場合ですね、例えば一番近い避難所まで誘導するような形にしたいというふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） こまいようですけれども、災害の規模によっては、避難生活が長期になる場合も出てくるのではないかというふうに思いますけれども、その辺も防災計画のほうには示されているのか。その辺もお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） その長期にわたってという部分についての定めというんでしょうか、例えば何カ月以上についてはここに移るとか、そういった部分については特段の定めはございません。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） 仮に定めがなくても、そういったものもある程度想定しておかないと、どんな災害が発生するか分かりませんので、幸い大衡村はそんなに大きい被害はなかったわけですけれども、まず地震の影響がなくても水害等もございますので、そういったものもある程度計画といたしますか、考えておいたほうがいいのかというふうに思います。

それから、村では木造住宅、その耐震診断、改修に要する費用の補助をやっていると思うんですけれども、この制度の内訳といたしますか、詳細をお願いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 木造住宅の耐震事業に対する助成事業ということなんですが、木造住宅の耐震診断の費用の助成と、その結果改修が必要となった場合の工事費の助成の2つの制度がございます。まず耐震診断につきましては、対象住宅が昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅になっておりまして、その助成費用といたしましては、耐震診断の費用が総額で15万800円という金額がかかるんですが、このうち個人負担が8,400円ということで、残りについて助成をさせていただくという制度がございます。それと、その診断の結果、改修が必要となった場合につきましては、改修工事の一部を助成するというものがございまして、工事費の80%、上限100万円を助成するという制度がございます。加えまして、その他の改修工事も併せて行う場合については、10万円を上乗せするというような制度がございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） これまでの実績、耐震された方、あるいは改修された方の状況ですね。実績はどうか、その辺をお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 耐震診断の事業につきましては、これまで6件ですね。令和元年度までなんです、6件の実績となっております。改修工事の助成事業自体の実績としてはゼロとなっております。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） 改修の実績はゼロということなんですけれども、いろいろ改修する助成はあるにしても、やっぱり改修するにはそれなりの金額になるということなんですけれども、やはりこういう制度を利用する方、知っている人は知っているかもしれませんが、ある程度住民に対して説明といたしますか、周知を図っていくこともいいのかな、大事なのかなというふうに思います。広報等でも一応掲載されていると思うんですけれども、そういった周知の方法を今後どのように進めていくものか、その辺をお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今までも今ご質問にありましたとおり、地震対策事業についてということで、広報紙の1ページを割いて、お知らせをさせていただいてきておりました。加えまして、ふるさと祭りの際にもそういったPRのコーナーを設けさせていただいて、村民の方にはお声がけをさせていただきながら、対象となる住宅をお持ちの方には個別的にPRをさせていただいていたりしております。今後も同じような形で広報紙、結構大きく紙面を割かせていただいて、PRをさせていただいておりますし、診断の結果、改修が必要となった対象者の方に対しましては、宮城県知事と大衡村長名、連名で文書のほうでも個別に改修工事の促進ということでご案内をさせていただいております。ただ、なかなか今ご質問にもありましたように、自己負担が多額にかかるということで、診断の結果となっても、なかなかちょっと足踏みをしてしまうところがありますので、そこはなかなかちょっと難しい面があるんですが、同様にPRしていきたいと思っております。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） どうか、いい補助制度でありますので、ぜひ周知をしていただきたいと思いますというふうに思います。

次、3点目に行きたいと思っております。

災害時における災害協定、前に聞いたときは20件ぐらいですかね、協定を結んでいるということなんですけれども、その協定の内容、その団体によって違うと思うんですけ

れども、協定の内容ですね、どういったところを支援していただくのか。その辺、主なものでいいですから、その辺お伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 主なものでございます。例えば、先ほど申し上げました、直近で言えば災害時における消防用水等の確保に関する協定書、仙台地区生コンクリート協同組合、大崎生コンクリート協同組合においては、災害時における消防用水、土のう用砂の供給等々がございます。あとは、例えばあさひなの新みやぎ農協になりますけれども、災害時における物資の供給協力に関する協定書、これについては生活物資の供給等々がございます。あとは、金ヶ崎町についてのいわゆる自治体間の相互応援協定については、物資及び人的ないわゆる派遣等々の協定等も結んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） この災害協定を結んでいる団体の中で、村長の答弁の中でありましたけれども、大衡村災害応急措置協力会というのがありますけれども、これってこの協力会、どのような職種といいますか職業の方で構成されているものなのか、その辺をお伺いします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 村内における土木建築等々の業者さんになるものでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） これはあくまでも大衡村に会社を置いている業者さんということなんでしょうか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） おっしゃるとおりでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） 実際に災害が発生した場合、こういった作業の協力をいただいているのか、これも主なものでいいですから、お示しをお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 例えば、土砂災害等々については、道路を啓開というんでしょうか、村道の部分を開いていただく等々の災害復旧等々を行っていただいているような状況でございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） 本当に地元の業者企業ということですね、本当にいち早く現場のほうに駆けつけていただいて、迅速かつ的確に初動体制や応急に当たっているということで、本当にこの協力会、大衡村の消防団と同じぐらい貴重な存在だと思うんですけども、どうですかね、村長はその辺どのように感じていますか。お願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そうですね。消防団の皆さんが一生懸命身体の危機等々も迫っているにもかかわらずという、そういうお話もありますが、この災害応急措置協力会、今総務課長が申しあげましたとおり、村の土木建築、建設、そういった業者の方々でありまして、いろんなノウハウ、そして機材、重機なりなんなり、そういったものを駆使していろいろ道路啓開とかいろいろあるわけでありまして、土木的なものとかあるわけでありまして。そういったものをやっていただく、本当に頼もしい。そういった災害時には頼もしい存在であるということでもあります。なので、今後も協力をお願いしたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） そうですね。本当に地元の業者ということで、またお願いしたいというふうに思います。

ちょっと時間もないものですから、4点目に行きたいと思います。

いろんな大衡村においても、課題等がいっぱいあると思います。村長の答弁のほうからもありましたけれども、一番は消防団なのかなと思いますけれども、何か答弁のほうでは、消防団の人数の確保、そういった消防団員の育成、そういうのにあまり触れなかったのかなと思うんですけども、その辺どういうものなのか、お考えをお聞かせください。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 当然、先ほども申しあげましたけれども、身の危険を顧みずという、そういう使命感で消防団の皆さんは献身的にご協力をいただいているわけでありまして。さらには、黒川消防署の職員の皆さん等々ございます。が、今消防団の団員のことでもちょっと質問があったんだろうというふうに思いますが、確保ですね。ということで、いろいろ啓発活動をやっておってですね、なかなかどこ分団とは申しあげませんけれども、消滅寸前の分団もあったように伺っておりましたが、それもそういった皆さん、地域の

皆さんのご協力、そして入団される方のご協力、そういったものがあってのことですけれども、回復しました。今は、ちゃんとした分団として、ちゃんとした分団というのもおかしいんですが、そうやって活動、活躍されているということでありますので、しかし今後も若い人たち、あるいは大学生もいいんだとか、公務員もいいんだとか、いろんな門戸が開放、広がっておりますので、そういったことも踏まえながら、消防団員の確保、そういったものを目指してまいりたいと、このように思っております。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） 消防のほうですね、消防団には、本当に大変災害時においてはですね、一人一人活躍していただいているということで、本当にありがたいなというふうに思います。消防の装備のほうも、いろいろ車両の導入、あるいはいろんな順次車両を導入していくと、そういう計画もされておりますので、装備のほうはもう仕上がっているとか、完備されているようですけども、やっぱり後は育成ですね、消防団の育成。それを強化といいますか、それをぜひ今後図っていただきたいなというふうに思います。

それから、課題と言えば課題なんですけれども、やっぱりさっきも何回も言っていますけれども、住民の防災に対する意識ですね。これはすぐどうにかなる話ではないんですけれども、やはりもう少し防災意識を高めるような、そういった啓発、そういったものをぜひお願いしたいなというふうに思います。

それから、ちょっと通告はしていなかったんですけども、防災に関してなんですけれども、1点だけお伺いしたいと思います。

今朝の新聞でもありましたけれども、大郷町でドローンの活用というのが新聞に出ていましたけれども、いろいろ防災、減災対策として被害状況をキャッチできるということで、大変有効な手段としてドローンの活用が今いろんな自治体で注目されているというようですけども、実際にドローンスクール等、町が災害協定を結んで、いろんなそういった自治体もあるようですけども、そのドローンの活用というの、村長興味ありませんか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ドローンですね。今、近年ですね、本当にドローンという機械といいますか、ヘリコプターみたいなやつですが、それがいろんな場面で活躍されております。もちろんそういった防災の状況把握なり、あるいは防災に関して言えば、例えば橋梁点検とかですね、そういったものにも活用されているようですが、さらに農業面で言えば、



もう農業散布、あるいはいろんなとにかく全てのシーンで活躍している、それがドローンだというふうに認識はしておりますけれども、それを駆使していろんな面で、自治体で、役場で、それを今保有して操縦する人もいないし、今のところね、今のところは。ただ、そういった時代もやがて、時代の要請によって訪れるのかなと、そんな感じもあるわけですから、注意深く情報をキャッチしながら、いろいろと検討してみる価値はあるのではないかとこのように思っております。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） 別に村で購入しなくても、そういう専門にやっている業者もいるようですので、そういったものも委託というような感じで、今後いろんな面で使えますので、検討する価値はあるのかなというふうに思いますけれども、ぜひそれも村長考えていていただきたいなというふうに思います。

では、最後の質問をします。

防災、減災、最終的な目的はやはり被害を最小限に抑えるということで、それから住民の安心、安全な生活を、そして生命を守っていくというのが前提だと思います。これからは夏から秋にかけて台風豪雨も予想されますので、そういったことも踏まえて、ぜひ住民を交えた、住民参加の防災力というものを強化していただきたいというふうに思います。

最後に村長と副村長、これのエキスパート、専門でありますので、村長と副村長に答弁を求めて、質問を終わりたいと思います。

議長（細川運一君） 最初に副村長。

副村長（早坂勝伸君） まず、議員おっしゃるとおりですね、住民の方の参加が少ないという防災訓練の在り方、これも検討しなければならないということになります。さらには、今後の災害が発生した場合の村としての対応、これらも十分それぞれその災害ごとにいろいろと考えていかなければならないということでもあります。さらには、この実際に災害が発生した場合、そういった場合、職員としてどういう対応を取ったらいいのか、そういうことも今後、全職員一丸となって考えていかなければならないと考えているところでございます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） これまでもやり取りの中で申し上げたとおりでありますけれども、とにかく大衡村、人口5,800人台であります。住民参加が少ないという、そのご意見はある

うかと思えますけれども、人口5,800からすれば、決して少ない人数ではないのかなと、参加される人たち、パーセンテージにすればですね。大きな市や町でも、じゃあ何千人が参加したとかなんとかという話ではないんだろうと思えますから、人口の割にすればそんなに少ないというイメージでは、私はないのではないのかなというふうに思います。先ほどもお話がありました、指定された避難所も使えなくなったらどうするんだというようなお話もありました。確かにそのとおりでありまして、その際は、その際はというのはおかしいんですが、やはり長期的になったらどうするんだという話ですね。やはり、そのために災害仮設住宅とかそういったものがすぐに設営される。すぐにとっても、まさか二、三日はかかるわけでありまして、設営されるわけでありまして、それから災害公営住宅、そういったことで震災でもかなりそういったことで、そういった仮設住宅なり公営住宅があったわけでありまして、そういった対応にならざるを得ないんだろうなというふうに思います。現実的に考えた場合、ここでそういうことを言うとうちも分かりませんが、大衡村の皆さんがそういった災害公営住宅なり仮設住宅に住まなければならないような事態というのはどういうときなのかなと考えた場合に、ちょっと私の今までの知見では想像がつかないところであります。ですから絶対安全だという意味ではございませんよ、もちろん。そうではないんですけれども、大衡村、安全、安心な状況、そういったものが今構築されています。それを継続して皆さんの不安がないような、そういうその社会環境をつくってまいらなければならないと、このように思っておりますので、ご理解をいただければとこんなふうに思います。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時57分 休 憩

---

午前11時10分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順、4番、赤間しづ江君、発言願います。

5番（赤間しづ江君） 通告4番、赤間しづ江であります。

私は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業、これの取組について、一問一答で質問したいと思います。

この長いタイトル、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業は、宮城県後期

高齢者医療広域連合が市町村に委託して取り組む事業の事業名です。75歳以上になると後期高齢、よく言われるんですけども、私自身も後期高齢者医療広域連合について認識を新たにする意味で、改めて見てみました。

説明しますと、宮城県後期高齢者医療広域連合とは、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、県内35市町村全てにより構成し、後期高齢者医療制度の事務を共同で処理するため、平成19年2月8日に設立。後期高齢者医療制度は翌平成20年4月から、75歳以上の被保険者となる後期高齢者医療制度がスタートしました。今年で13年目となります。構成は各市町村、宮城県、国保連合会よりの派遣職員30名で成り立っています。派遣期間は3年でして、毎年3分の1ずつ事務局職員が代わるというシステムです。連合会の連合長は大崎市の伊藤康志市長であります。業務分担として、広域連合は資格の管理、保険料の賦課、給付の決定を行い、市町村は各種窓口業務、保険料徴収業務を担います。後期高齢者医療は令和3年度、財政規模2,550億円となっております。事務所は自治会館の9階にあります。この後期高齢者広域連合、高齢者の健康保持増進の事業は国民健康保険、後期高齢者医療介護保険それぞれで行われています。保険事業は75歳をもって、国保から後期高齢者医療に切り替わるため、被保険者の情報が共有されない、連携されない。あるいは、疾病予防と生活機能維持、両面のニーズがあるにもかかわらず、一体化されないなどの問題がありました。これが個々の後期高齢者に対しきめ細かに切れ目なく対応するためには、これらの事業が連携し、一体的に取り組むことが重要であるとして、このことから広域連合と市町村が連携して、令和2年度から6年度までの5カ年計画で、県内35の全市町村で取り組むことになったものです。団塊の世代が75歳の後期高齢になる2025年問題は目前にきています。高齢者の保健事業は健康寿命を延ばすこと、健康意識を高めることが重要で、一層力を入れる国の政策と言えます。

去る2月2日、広域連合議会の答弁では、令和2年度の実施は6市町、令和3年度はさらに5つの市町が加わり、11市町とのことでした。昨年12月の意向調査では、令和4年度以降と回答したのは14自治体、10の自治体は未定とのことでした。収束の見えないコロナ感染症対策で、自治体は今大変な状況下にあります。高齢になっても生き生きと暮らせる、安心して切れ目のないサポート体制整備について、村長の考えを伺うものです。

まず、質問項目の1点目です。

広域連合が県下全市町村に委託して実施するこの事業、令和6年度までに取り組む期間が定められているものでありますが、大衡村は令和何年度で実施する予定なのか伺い

ます。

質問項目の2点目です。

広域連合から委託されて行う事業であり、企画、連携、コーディネーター、推進役として医療の専門職、例えば保健師であるとか看護師、管理栄養士等、配置にかかる人件費などの財政支援がございます。今後計画的な人材確保、人材育成をどのように図っていく考えか伺います。

質問項目の3点目です。

大衡村で策定しておりますデータヘルス計画、あるいは今回第8期の介護保険事業計画など、各関連計画との整合性を図り、支援策の様々な情報を得て、国県補助金など財源確保にどうつなげるお考えなのか、伺いたいと思います。

1 問目、以上です。

議長（細川運一君） 村長、発言願います。

村長（萩原達雄君） 赤間しづ江議員の一般質問に、お答えをいたしたいと思います。

質問の1、2、3とあるわけでありましてけれども、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の取組についてということでありまして、その①であります、大衡村では何年度に取り組むのかということでありまして。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の取組についてのご質問でありますけれども、まず1点目の本村では何年度に取り組む考えかということでありまして、令和4年度以降ということでありまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施については、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の改正により、75歳以上の高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等々一体的に実施することができるよう国、広域連合、市町村の役割について定め、市町村等において高齢者の医療、健診、介護情報等を一括して把握できるようにとされたことにより、令和2年度の施行開始から令和6年度までに全ての市区町村において一体的な実施を展開すること、国では目標としているということでありまして。議員もおっしゃりましたとおり、既に策定をしたところもあるかと思っておりますけれども、大衡村といたしましては令和4年度以降に実施する予定でございます。

2点目の医療専門職、保健師、看護師、管理栄養士等々の計画的な人材確保、人材育成をどうすれば、どう図るかということでありまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業について、ただいま言ったこの事業については、宮城県後期高齢者医

療広域連合においては専従する企画調整保健師の配置を想定しております。地域の実情に応じて事業が適切に実施できる場合に限り、兼務も差し支えないということにされておりますが、本村に限らず医療専門職の配置されている部署は、新型コロナウイルス感染症の対策、対応も行っており、業務負担は大きくなっているところであります。したがって、医療専門職は事業全体のコーディネートや企画調整、分析を行いながら、高齢者に対する個別的支援や通いの場合の確保も行うため、実情を把握している人材を確保しなければならず、また人材育成につきましても、村の現在の実態や状況を十分理解するまでには、時間をかけて育成しなければならないと思っております。今後も医療専門職が充足されるまで職員募集を行いながら人材確保に努めてまいりたいと、このように考える次第であります。

3点目のデータヘルス計画、第8期介護保険事業計画など、各関連計画との整合性を取り、情報を得て国県補助金等、財源確保につなげる考えはどうかということですが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業につきましても、委託事業費として広域連合から交付され、内訳として3分の2は特別調整交付金、残りの3分の1は広域連合保険料財源からとなっております。村といたしましても、令和4年度以降の実施を先ほど申し上げましたが、令和4年目以降の実施を目指して委託事業費の交付を受け、適正に事業実施に努めてまいりたいと、このように考える次第であります。

なかなか専門的な内容でありますので、健康福祉課長にも答弁をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 今ですか。（「2問目以降から」の声あり）はい。赤間しづ江君。

5番（赤間しづ江君） 人材確保とセットという部分もありますので、なかなか難しい状況ではあると思います。そして、起きたコロナ禍。本当に大変な状況の中で、でも5年の間には取り組まなければならない事業だと思っております。改定によりますと、令和4年度以降ということですから、4年、5年、6年あるわけです。例えば、4年度に実施するとなった場合に、来年度の予算編成期に当たります10月か11月辺りに意思表示をしなければならないことになると思います、スケジュール的には。決してゆとりある期間ではないわけなんですけれども、これ以上の負担をかけたくないという村長の思いもありましょうし、大変な状況ではありますが、その辺のスケジュールも十分検討した上で、何とかできるだけ早いうちに取り組まれたほうがいいのではないかと考えております。と言いますのは、令和2年度は、岩沼、大河原、川崎、亘理、山元、涌谷、この6つの市町で取

り組みました。令和3年度はそれに加わります。石巻、角田、大崎、大郷町、美里、これが加わって11市町というふうになっております。もう令和2年度に実施したところは蓄積をされていくシステムのようなのです。2年度終わりましたから、取り組みましたからではないようです。蓄積されていくシステムのようなのですから、できるだけ早いうちに取組みまれたほうがいいなと感じたものですから、その辺の村長の強い意向もぜひお聞きしたいと思っております。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） お答えしたいと思います。

いろいろ先進的に取組まれている市、町ございます。その中でもいろいろとこれまでに至った経緯については、いろんな意味で汗をかかれたんだらうなというふうに思います。

大衡村も令和4年度以降とは言っておりますけれども、議員の仰せのとおり早くしたほうがいいよと。データ蓄積を得るためには早くしたほうがいいよというお話ではありますけれども、何せ議員も御承知のとおり、今健康福祉課の職員の皆さん、一生懸命頑張っておられますけれども、途中で退職された方も御存じのように、最近ではお2人おられますし、さらにはせつかく社会福祉士という肩書の方を採用したわけでありましたが、それも昨年に退職をされました。今回も募集をしまして、そして2次試験、面接、二、三日前に辞退願を出されまして、それもなかなか大変だということで、マンパワーが不足しておるのは顕著であります。

そういったことから考えますと、今コロナ禍でもありますし、職員の方々には非常に過重な負担をかける。そういったこともありますので、令和4年度以降といっても、令和4年度にやりますということでは、決して、やればいいんですけれどもね。そういうことではなくて、やっぱりいろんな作業を積み重ねていかなければなりませんので、その辺は議員は、広域連合の議員でもあられるんでしょうか。ですよね。ということで、内容をよく篤と熟知されているというふうに思いますけれども、大衡村の事情等々もありますので、できるだけその計画どおりに進むように努力はしてまいりたいと、このように思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江君。

5番（赤間しづ江君） 村長の答弁は2にも触れてしまう、人材育成のほうにも触れてしまうご回答ありがとうございます。

この高齢者の保健事業というのは、国のほうもかなり力を入れているなど感じます。KDBデータシステム、国保のデータベースという略なんだそうですが、それによって何というか、一元管理をするというのが狙いのようです。先ほども申し上げましたが、広域連合が市町村にこの事業の委託をします。委託契約を結びます。この委託契約書というのは、市町村と協議して作成することになるようです。広域連合では提出された業務チェックリストの審査、実績報告書の内容確認取りまとめをやった上で、厚生労働省へ提出と、国の法律改正により進められる保健事業ですから、こういうスケジュールになっておりまして、実施市町へのKDBデータ等の提供、こういったことも事業内容には盛り込まれています。そういう意味では、もう全て一元管理される、一つの足がかりをこの事業は考えているんだなというのが、この事業は見てとれると思います。

さっき申し上げましたが、例えば来年、令和4年度となれば、10月か11月頃に作業を進めなければいけない。次の年となれば、1年後のその時期にはもう意向調査で計画書を出さなければならないという、非常なタイトなスケジュールになっていると思います。令和6年度まで一応今の段階では終わらせるという、蓄積するという計画のようですから。

したがって、こうしたコロナ禍の中で大変な状況ではあるんですが、やっぱり実施した市町の状況を聞いてみますと、それなりに頑張っている作業を進めているということを広域連合のほうではお話をしておりました。したがって、その人材育成との関係もありますけれども、できるだけ早めに構築をするようにご努力をお願いしたいと思います。

次に、先ほども村長の答弁にもありましたが、人材育成、今の大衡村の健康福祉課の状況を考えますと、かなり厳しい状況に、心配な状況になっていることは私も承知をしております。応募をしても集まらない、さらに辞められたり、あるいは辞退をされたりという、非常にこの事業を進める上では、ネックになるような状況がたくさん出てきますけれども、村長は何か特別な秘策で、人材を集めるための何かアンテナを張ってらっしゃるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 特別、私はアンテナと称するものではありませんけれども、課には投げかけてはおります。課だけではなくて、人事担当等々にですね。やっぱりこういった業務をされるのは資格がなければどうにもならないということでもありますから、資格のある方々を広く、例えばOBなり、OBというんですかね、なりあるいは中途的な人にお手

伝いをいただけないのかななどというような、投げかけはしております。特段アンテナはありません。

議長（細川運一君） 赤間しづ江君。

5 番（赤間しづ江君） この事業を実施するに当たって、令和2年度、降りかかるようにコロナが出てきたというところで、これは大衡だけではなくて大変ご苦労されている自治体が多いんだろうと思います。潜在的人材の発掘というところで、その定年で辞めた方を引き止めておくとか、あるいは働き方を提示するとか、あるいは養成校に情報を求めるとか、そういう努力は必要じゃないかと思います。知り合いの方、そういったことにも声をかけてもらうなどの、やっぱりそういったことを地道にやっていないと、なかなか実施年度にも陰りが差してくるのかなと思われるので、その辺のご努力もぜひ行ってほしいと思いますが、村長、もう一度答弁をお願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほども申し上げましたけれども、そういった方々、有資格者でもって例えば今退かれていますというような方々、そういった方々はもちろんリストアップしてお手伝いをいただく、そういったお話をしてみろというようなお話はさせていただいております。が、なかなかそれどこまで行っているのかちょっと分かりませんが、そういった方もいないのか、もしかしたら。もしかして赤間議員でも、もし心当たりがあるのであれば、ぜひ紹介していただければというふうには思っております。赤間さんに限らずですよ。誰か、皆さん。

議長（細川運一君） 赤間しづ江君。

5 番（赤間しづ江君） いろんなことがあったんでしょうけれども、でもこのところの健康福祉課の離職とかは非常に心配な状況ではあるんです。ですから、働き方、労務管理なり、それからサポート体制がしっかりできているのかどうか、その辺当たりも村長、きちんと認識する必要があるのではないかと思うのですが、人的体制も含めてですね、思うんですが、いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） やはりマンパワー不足、これは否めないと思います。少ない人数でいろんな事業、これこそ揺り籠から墓場までという、ちょっと例えが適正かどうか分かりませんが、そういった業務が健康福祉課に集中してあるわけですから、やはり人員の確保、これは本当に喫緊の課題であると私も認識はしております。なので、そのことを職員の



課長会議なりでもお話をさせていただいておりますけれども、なかなか今の現状であります。何がどうなのやというわけではないんですが、確かにマンパワーの不足ということに尽きるというふうに思います。

議長（細川運一君） 赤間しづ江君。

5 番（赤間しづ江君） 本当にこのところの業務の状況を見ますと、皆さん倒れないで頑張っているのが不思議なぐらいの激務に耐えていますよね。どこかが崩れると本当に大変なことになるなど大変心配をしております。今回ワクチンの接種にしても、国がなかなかその方針が定まらないところで、現場はつくった計画をさらに練り直し、もう一回スタートに立ってというふうなところの作業を強いられているんだと思います。ですから、医療専門職、ここでやっぱり発揮をする立場の方ですから、その辺の方々を何とか確保できるようにですね。使命感に燃えている職種の方々ですから、ぜひ村長もアンテナを高くして、そのうちそのうちになっているとよその自治体に先を越されてしまいますから、取り合いになっているようですから、その辺をよく本気になって探していただきたい。それから、人的体制もこれでいいのかも、もう一度再検討をしていただきたいと思います。いかがでしょう。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほどと同じ答えしかできないのが、私も歯がゆいところであります。なので、人事担当の、あるいは健康福祉課長等々にでも振りたいところではありますけれどもね。本当に議員がおっしゃるとおり、アンテナを高くして広く見渡しても、なかなかいないといいますか、それに応じてくれるような方がいないのが今現実であります。本当に、非常に今危機的な状況と言っても過言ではないぐらいの、課の職員の過重負担、そういったものは目に見えて、私も感じているところありますから、議員のおっしゃるとおりに職員の要請なり、あるいは発掘なり、そういったものを目指してまいりたいと思います。

そして、今コロナウイルス関連ということで5名のチームを組んで、その中の1名は健康福祉課の職員でありますけれども。（「2名です」の声あり）2人いたっけか、ごめん。ということあります。そうやって他課からも応援をして、そしてチームを組んでコロナ対策、そういったものにも取り組んでいる状況でありますので、もっともつとほかの課の応援も、この間も課長会議等々でも申し上げました。ほかの課からもさらに応援を、要請があれば増やす、そういった準備は整えておいてくれというようなことを

申し上げた経緯がございます。なので、そういったことも本当に真剣に考えてまいりたいと、このように思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江君。

5 番（赤間しづ江君） 大衡村は人口5,800、いろんな事業に取り組みやすい規模の自治体だと思います。目の配り、心の配りもできる村の規模だと思います。かつて保健師というのは、車であそこを通って行ったとか、ここさ寄って行ったというようなところで、保健師がすごく見える形で活動していたと思います。それが住民にとっては非常に力になり、支えになることだったはずで、それで、今その保健師が行くのが見えづらい関係になってきたなど。表現が悪いんですけども、保健師さんて何をしているんだろうねという声も聞かれます。いろいろ聞きたいことがある、いろいろ会議があるから、研修会があるから来てくださと言われても、なかなか聞けない状況の方もたくさんいるという現実をやっぴりぜひ知っておいてほしいと思います。それだけゆとりのある形で、この保健事業というのは進めてもらいたいと思います。ぜひこの一体化事業の取組が、そういう形につながっていくことを切に本当に望みます。人件費相当は広域連合から来ますから、そういう意味では本腰を入れて取り組んでほしいと思いますが、いかがでしょう。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） いろいろとあります。保健師の皆さんも、今保健師は3人だよ。今、現有は3名であります。さらには、保健師もさることながら、社会福祉協議会のお力もお借りしまして、いろいろそういったこともやらざるを得ない、そんな状況になっております。

保健師の皆さんの姿が見えないというのは、どういう意味なのかよく分かりませんが、会計年度任用職員の資格者にもお手伝いをいただいておりますし、そういったことでいろいろとやっぴりしているんですけども、なかなか昔以上に健康福祉に係るいろんな事業が多いために、昔みたいに……。昔は保健師一人だったよね。えらい古い話ですよ、90歳になりますからね。そういう方にお手伝いをいただいて、当時はあの保健師だなど分かりましたけれども、今そういう状況にもありません。いろいろと多岐にわたっての事業をやっておりますので、そういった意味で、しかし頑張っているというふうに思います。現有本当に少ない中で、私はそういうふう感じておりますので、どうか今後ともご指導をよろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長に答弁を求めるんですか。村長が補足的な答弁を課長に求めるんですね。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 保健師の業務につきましては、住民の皆様が見えづらいつとおっしゃる部分、以前であれば地域に出向いて訪問なりをしていたという時代があったかと思われまふ。現在は様々な事業がございます。昨年10月からは子育て世代包括支援センターも立ち上がりまして、そこにつきましては保健師が常に在住しなければならない、常に相談業務に応じる体制を整えておかなければいけないということで始まってございます。また、介護の部分で認定調査員としまして、以前保健師であった方々にもお手伝いをいただいているところでございます。また、看護師の方にも認定調査員として、現在訪問なりして調査を行っていただいている状況でございます。

そういう中で、現職員保健師2名でございます。管理栄養士2名で保健事業を回しているところではございます。今行わなければいけない事業で、一生懸命携わっております。もちろん高齢者も含めて、子育ての部分につきましても、保健師、管理栄養士は関わっていかねばいけないという状況でございますので、今後ますます専門職の配置というのは、必要になるかというふうに感じているところでございます。

声かけの部分につきましては、保健師、それから管理栄養士、思い当たる方に声をかけて会計年度任用職員としてお手伝いをいただいておりますし、また県のホームページのほうには、保健師の勧誘のための動画のほうもアップさせていただいておりますので、そうやって新たな保健師採用を目指して動きはしてございますが、本村にぜひ入職したいという方がちょっとなかなかいらっしやらないというのが現状でございます。大衡村も今後もう少しPRを重ねて、職員が増えるよう願いたいと思います。

議長（細川運一君） 赤間しづ江君。

5番（赤間しづ江君） 本当に置かれている状況、分かります。もしめでたくゲットした場合は、大衡村にとなつた場合、絶対にその保健師さんを離さないような環境整備なりなんなりをぜひしてほしいと思います。大事な医療専門職ですから、ぜひお願いをしたいと思います。

3点目の実施事業、国県補助金等財源確保につなげる考えということに関して、質問をいたしたいと思います。

大衡村では、介護予防も含めた地域支援事業というのは、たくさんメニューとすれば持っております。一生懸命やっているなと思います。できるだけそれも財源確保のため

に、国県補助金をゲットするのにつながるような、これも情報を得てお願いをしたいと思います。

今回、広域連合では保健事業というふうなものもメニューに入っておりまして、それもう財源不足とかそんなの関係なく、かなり潤沢に広域連合のほうにはお金が来ているようです。これは手挙げ方式だそうです。輪番で回すとかそういう方法ではなく、手挙げ方式です。ですから、もし計画が出されれば十分に応じられますという回答をしておりました。ですから、そういったこともアンテナを張ってお願いしたいと思っております。

この質問、質疑をしましたときに、県でフレイル防止対策モデル事業なんていうものもあるんですよというお話もされておりました。年を取れば機能的にも弱くなります。明らかに病気というところまでいかないまでも、そうした予防対策の事業費、その補助金なんかもあるのだなというふうに感じたんですね。実際、大衡村の実施計画で見ますと、取り組んでいる事業、かなりそれに当てはまるものがあるのではないかと考えられますので、その辺もどのように認識して取り組む考えなのか伺います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 議員がおっしゃるとおり、介護の事業のほうで様々な事業を実施してございます。その事業が、広域連合のほうで果たして今回のその一体的実施事業として認められるかどうかというところまでのレベルなのかということも、今後検討しなければならないというふうに感じてございます。実際に、いきいきサロンですとか、そういった通いの場というのも該当するのではないかとというふうに思っておりますが、広域連合のほうに申請をいたしまして認められるかどうかというところも十分精査した上で、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江君。

5番（赤間しづ江君） 実施事業はたくさんあるのに、もうそういうところまで回らないという多忙さが本当に見えてきているんですね、村長。ですから、本当にどなたかがダウンしたりしたら本当に大変なことになりますので、人的体制なりなんなりをきちんとこの際コロナというところもありまして、見直していただいて、厚く体制を整えていただきたいと思います。いかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） いろんなメニュー、当然あるんだろうというふうに思います。そのメニ

ューに合致した、その村の事業を精査しながら、より良い補助を目的というわけではないんですけれども、そういったことも本当にマンパワーがあればじっくりと精査できるのかなと、やっぱり思います、私も。なので、今後はやっぱり、これは私が言っていたとおりでありまして、やっぱりマンパワーが健康福祉課足りないよということは、ずっと私今までも認識していました。ですから、会計年度任用職員制度も大いに活用しながら、マンパワーの充足、そうしたことをもう少し改善してまいりたいなというふうに思います。そして、やっぱり議員がおっしゃるいろんな補助金なりそういったものも、もちろん申請したからといって、認められなければ補助金をゲットするわけにはいきませんが、しかしその手続なりなんなりまでいくまでに、今マンパワーがかかるわけでありまして、なのでそういったことを今後もっともっと意識をもって当たってまいりたいと、このように思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江君。

5番（赤間しづ江君） この誰にも降りかかってきた災い、コロナというのは、ある意味でその保健所の保健師が足りないとか、大変な課題、問題を投げかけました。大衡村も例外ではなく、大変な状況になっています。これがいい意味で改善の方向に向かっていくように、きっかけになればいいなと思います。とにかく皆さんの力で乗り切るところが、今の現状ではそれしか言えないんでしょうけれども、決してあきらめないで人材確保、体制の整備に、ぜひ心を砕いていただくようお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

村長、最後に答弁をお願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 人材発掘もさることながら、やはり今現有の職員のもちろん意識改革も当然必要でもあるし、健康福祉課ばかりではありませんよ。全課の意識改革も必要だというふうに思います。そういった中で、やはり課の横断的な体制で今やっていますけれども、今コロナウイルスの、そういったことをもっともっと充実させていかなければならないのかなというふうに思います。なので、もちろん人材発掘、当然であります。それを前提としながら、今大衡村に在住している方のご子弟等々なんかもそういった健康福祉、健康、そういったところの道をこう歩んでいただければいいのかなと思いますけれども、それは他力本願でありますから、でもやはり大衡村の人がそういった事業に携わっていただければ、本当に何よりもいいのかなというふうに思いますので、今後はそ

ういった教育にも向いてもらうような形になっていただければというふうな願いを持っているところであります。

いずれにしても、今現在そのマンパワー不足と言いましたけれども、それを解消するのが今喫緊の課題であります。今本当に議員おっしゃるとおり、倒れないのが不思議なくらいだとおっしゃいましたけれども、本当にそういう状況であるということは私も認識をしておりますので、ぜひ議員各位のそういった知恵なども、ご支援なども拝借できればとこんなふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（細川運一君） これで一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開を1時00分といたします。

午前11時59分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（細川運一君） 日程第3、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてと、日程第4、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3、諮問第1号と日程第4、諮問第2号の2件の議案を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

議会事務局（片浦則之君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

住 所 大衡村大瓜字蒲切沢20番地1

氏 名 千葉良紀

生年月日 昭和28年6月14日

令和3年3月3日提出

大衡村長 萩原達雄

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

住 所 大衡村駒場字古屋敷14番地2

氏 名 齋藤善弘

生年月日 昭和29年10月13日

令和3年3月3日提出

大衡村長 萩原達雄

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） ここで、提案理由の説明を求めます。村長、説明願います。

村長（萩原達雄君） 諮問第1号並びに諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明を申し上げます。

人権擁護委員4名のうち、令和3年6月30日をもって3年間の任期が満了する2名の委員について、時期候補者のご説明を申し上げるところであります。

まず、諮問第1号の千葉良紀氏は、昭和28年6月14日お生まれの67歳であります。千葉氏は長年にわたる行政経験を基に、平成27年7月から2期6年間にわたり、人権擁護委員として活動を重ねられ、人権思想の普及に邁進されております。

諮問第2号は、5期15年の長きにわたり、住民の人権擁護に当たられていただいている熊谷喜久雄さんがこの度退任するというので、後任となる方を推薦するものであります。熊谷さんにおいては、15年間の人権擁護委員としてのご貢献に心から感謝を申し上げます。

新しく推薦いたします齋藤善弘氏は、昭和29年10月13日生まれの66歳であります。昭和48年に大衡村役場に入られ、様々な部署を経験されて、議会事務局長、会計管理者等の職に就かれ、48年間、地方公務員として本村の発展に貢献されるとともに、常に職務遂行に誠心誠意奉職をされた経歴をお持ちであります。

この度推薦させていただくお二人は、地域住民の信望も厚く、温厚誠実で社会的経験も豊富な方であり、人権擁護委員適任者として推薦をいたしたく存じますので、何とぞ

お認めをいただきますようお願いを申し上げます、提案理由とさせていただきます。

議長（細川運一君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を行わず、直ちに採決をいたします。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、これより諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決をいたします。

本案の被推薦者である千葉良紀君を適任と認めることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、諮問の千葉良紀君を適任として答申することに決定をいたしました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案の被推薦者である、齋藤善弘君を適任と認めることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、諮問の齋藤善弘君を適任として答申することに決定をいたしました。

---

日程第5 議案第3号 大衡村防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第3号、大衡村防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは、議案書のほうは4ページ、新旧対照表のほうは1ページをお開き願いたいと思います。説明については新旧対照表のほうにてご説明申し上げます。

大衡村防災会議条例の一部を改正する条例でございます。

第3条でございますけれども、第3条第1項で防災会議の会長及び委員の人数の変更でございます。「委員」の次に「22人以内」を加えるものでございます。



第5項につきましては、8号と9号をそれぞれ追加するものでございまして、8号につきましては、自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから村長が任命する者。9号については、その他村長が特に必要と認め任命する者でございます。この2号を加えるものでございます。

第6項でございますけれども、前条の8号と9号、2号が付け加えられたことによりまして、それぞれ8号と9号の定数を3名以内と改めるものでございます。

この条例の一部改正につきましては、災害対策基本法が改正されたことによりまして、地域防災計画に多様な意見を反映させるため、自主防災組織等の委員を加えるための所定の改正を行ったものでございます。

議案書4ページに戻っていただきたいと思います。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第4号 大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第4号、大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） それでは、議案書5ページをお願いいたします。

議案第4号大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。今回の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が、昨年9月4日に公布され、地方税法等の一部を改正する法律の一部施行に伴いまして、国保税の減額に係る所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から

43万円に引上げるなどの規定整備を行うものでございます。

改正分につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、低所得者に対する国保税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定基準額について、令和3年度の個人住民税課税の見直しにより、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等が行われることから、国保税の負担水準に不利益が生じないように、被保険者の所得等について見直しを行うもので、国保税の減額を定めた第23条の改正となります。

(1)の第1号は、7割軽減の基準を規定したもので、基準額を43万円に改め、括弧書き以降の内容につきましては、給与所得者は現行の収入金額が65万円未満までは所得金額が発生しなかったものが、基礎控除額が10万円上げられたことから、収入金額が55万円を超えると給与所得が生じるものとなり、また公的年金等所得者については、65歳未満の方は現行の70万円から60万円に、65歳以上の方は120万円から110万円に、それぞれの金額を超えると雑所得が生じるものとなり、所得金額が10万円増えることから、軽減を判定する際には給与所得者等の数が2人以上いる場合にあっては43万円に、給与所得者等の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算して判定するものとし、現行の基準と同等になるよう改正するものでございます。

(2)の第2号は5割軽減、(3)の第3号は2割軽減の基準についても同様に改めるものでございます。

附則につきましては、第3項公的年金等の所得に係る国保税の課税の特例等の文言整理及び改正後の条例第23条の規定を読み替えるものでございます。

それでは、議案書に戻っていただきまして、議案第4号別紙7ページをお願いいたします。

附則でございます。第1項の施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

第2項の適用区分につきましては、この条例による改正後の大衡村国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国保税については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声

あり)

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第5号 敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第5号、敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 議案書につきましては9ページ、議案第5号別紙で、新旧対照表につきましては6ページ、7ページになります。説明は新旧対照表にてご説明申し上げます。

今回の改正は、高齢化が進む中、元気に生活をされている方も多くいらっしゃることから、敬老対象年齢と祝金等について改めるものでございます。

第2条第1項につきましては、80歳以上の方と、その年に80歳に達する方に対して、敬老祝金5,000円と併せて敬老記念品も支給するとするものでございます。

第3項第2号につきましては、村内に住所を有する期間を3年以上から10年以上とし、特別敬老祝金も10万円にするものでございます。第3号につきましても、3年未満から10年未満と改め、金額は5万円とするものでございます。

現行条例第4項の101歳以上の方に対して、特別敬老祝金については廃止するものでございます。

7ページをお開き願います。

75歳以上の方と、初めて夫婦で敬老会を迎える方を敬老記念品の支給についての第5項を削除することから、第6項を第4項とし及び前項を削り、第3条第2項の特別敬老祝金の規定につきましては99歳と100歳にするものでございます。

議案書9ページに戻りまして、附則といたしまして、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 敬老祝金変更ということで、説明がありました。

私が勘違いしていたのか、この敬老記念品というのは今までも出していたんじゃないかなと思うこと一つと、100歳を超えたものについては今回から出さないということですね。今までの敬老会にかかっている経費と、今回今年度予算ですと943万円ばかり計上ですけれども、こういった敬老祝金について、人数と金額的なものでどの程度の変更があるのか、お伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） まず、敬老記念品につきましては、敬老会出席を75歳以上としていたところから、80歳以上ということにするものでございます。今までも敬老記念品につきましては、支給していたものでございます。なお、今回敬老会のほう、式典のほうを開催していなかった関係上、今回条例も併せて改めたものでございますが、こちらにつきましては、現在75歳以上から80歳までということでございます。こちらの人数につきましては、約500名ほどの人数が減員になるということでございます。

議長（細川運一君） 金額的なベースでなくて、人員的なご答弁だったと思いますけれども、引き続き、よろしいですか。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 人数的には500人ぐらいが今回減るといような方針で、これがどんどん高齢になれば人数が増えるというのは当然でございますけれども、そういった中で5万円が10万円になるとかですね。そういったもの的な、金額的には増加のものになるような気がするんですけども、その辺はどうなんでしょうかね。

それからもう一つ、いわゆる100歳を超えた者についての過去の例ですと、どの程度の金額が出ていたのかについてお伺いしたいです。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 失礼いたしました。現在、100歳以上の方に支給している金額につきましても、変更ということでございます。101歳以上の方に支給していたもので、今手持ちの資料では101歳以上の方、その年にもよりますけれども、現在4名の方になります。100歳の方につきましては3名、99歳の方につきましては4名という数字になります。金額にいたしましては、101歳以上の方に支給をしないということになりますので、金額的にはさほど大きく変化はないのではないかとということで想定してござ

います。

議長（細川運一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 今前者の答弁の中で、敬老会案内75歳を80歳というふうに変更という点がありましたが、この75歳、年齢については何で規定されているのか確認したいと思います。あわせて、これらの住民への周知、担当課のほうでどういう手法を考えているか、お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 年齢につきましては、今回一部改正を行います敬老祝金等の支給条例で年齢のほうは定めてございます。住民の方へのお知らせにつきましては、区長会議等でご説明させていただき、なお、広報等、あるいは無線放送など周知を図っていきたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 今回改正のこの敬老祝金等支給条例で規定、条項何条であるか。あと、周知、そういう区長会等において徹底するという答弁ですけれども、高齢者、この切替え時期が非常に理解を得ることが大事かと思っておりますので、その辺徹底してぜひ周知していただきたいというふうに思います。条項だけ何条か。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 年齢75歳以上と定めているところにつきましては、敬老祝金等支給条例の第2条第5項でございます。

議長（細川運一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第6号 大衡村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第8、議案第6号、大衡村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 説明に入ります前に、大変申し訳ございませんが、資料の新旧対照表のほうの9ページに一部訂正がございます。新旧対照表9ページをお開き願います。

9ページの第10条第2項で現行、改正後（案）、双方に下線の引かれた条文が記載されてございます。第10条第2項は、新たに加える改正になりますので、現行欄、左の欄のほうでございますけれども、正しくは下線部分が空白でございます。ご訂正をお願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、説明させていただきます。

議案書につきましては、10ページになります。議案第6号大衡村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、所要の改正をするものでございます。説明につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げますので、新旧対照表8ページのほうをお開き願います。

第8条第1項は、新型コロナウイルス感染症の定義に関する改正でございます。

第10項第2項は、村が支給した傷病手当金を事業主から徴収する旨の規定を加えるものでございます。

議案書11ページのほうに戻っていただきまして、附則でございますが、公布の日から施行し、令和2年1月1日から規則の定める日まで適用するものでございます。

以上、説明申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第7号 大衡村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第7号、大衡村介護保険条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 議案書につきましては13ページ、議案第7号別紙で、新旧対照表につきましては10ページ、11ページになります。説明は新旧対照表にてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和3年から令和5年度までの3カ年の第8期介護保険事業計画における保険料率を定めるものでございます。第2条におきまして、平成30年度から令和2年度までを、令和3年度から令和5年度までに改め、第1号から第9号までの区分ごとの保険料年額を定めるものでございます。第1号が4万2,000円、第2号と第3号は同額で6万3,000円、第4号が7万5,600円、第5号が8万4,000円、第6号が10万800円、第7号が10万9,200円、第8号が12万6,000円、第9号が14万2,800円でございます。保険料の算定につきましては、令和3年度から3カ年の標準給付費に地域支援事業分を加えました給付費総額に対し、1号被保険者の法定負担分を乗じ、調整交付金などの調整により、保険料収納必要額として4億1,857万7,766円となります。こちらを収納率も考慮し、3年間の被保険者数5,033人で除したものでございます。

11ページをお開きいただきまして、第2項でございますが、低所得者に対する軽減につきまして完全実施されておりますので、軽減率に応じ、第1号が2万5,200円、第2号が4万2,000円、第3号が5万8,800円とするものでございます。

議案書13ページに戻りまして、附則といたしまして、施行期日は令和3年4月1日から施行するものでございます。

第2条の経過措置につきましては、令和2年度以前の保険料について、従前保険料を適用する定めでございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第8号 大衡村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第10、議案第8号、大衡村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 議案書につきましては15ページ、議案第8号別紙で、新旧対照表につきましては12ページからになります。説明は新旧対照表にてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成30年度介護報酬改定の際の基準省令の改正により、居宅介護支援事業所の管理者要件が主任介護支援専門員でなければならないとされたことにより、経過措置期間として令和3年3月31日までとされておりましたが、人材確保の状況から令和3年3月31日までに管理者が主任介護支援専門員でない者については、令和9年3月31日まで猶予されることとなったため、改正を行うものであります。また、これと併せまして、第8期介護保険事業計画期間に向けて令和3年1月25日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、省令改正に準じて改正を行うものであります。

新旧対照表12ページをお願いいたします。

第6章として、雑則が追加されます。

第2条は基本方針の規定でございますが、第5項と次のページをお開きいただきまして、第6項の追加でございますが、第5項については、利用者の人権の擁護や虐待防止について具体的な義務内容を定めるものになり、第6項については、ケアの質の向上のため、情報の収集、活用を行うことを規定するものでございます。第4条第2項については、さきにご説明しました主任介護支援専門員の配置に関するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第5条第2項に、利用者に対し前6カ月間に作成した各サービスが位置づけられたケアプランが占める割合と、同一事業者によって提供されたものが占める割合について、



新たに説明することとされたものでございます。

15ページをお開き願います。

第14条第9号は、担当者会議などにおいて、感染防止や多職種連携の観点から、ICTの活用について加えられたものでございます。

次のページをお願いいたします。

第20号に1号を加えるもので、生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応について、効率的な点検、検証が行われるようにするものでございます。この追加規定については、附則の施行期日でも示しますが、施行は令和3年10月1日からとなります。

次に、17ページをお開き願います。

第6号を第7号とし、第5号の次に虐待の防止のための措置に関する事項を加えるもので、今回の省令改正で全ての介護サービス事業者が対象に義務づけられるものでございます。

第20条第4項については、事業者におけるハラスメント対策についての規定でございます。第20条に業務継続計画の策定等についての1条を追加するものでございます。

18ページをお開き願います。

第22条に、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置についての1条を加えるものでございます。先ほどの20条の2と、この22条の2につきましては、感染症や災害が発生した際の業務の継続や対策強化について、取組などを規定したものでございます。

第23条第2項につきましては、運営規定等の掲示時に係る見直しでございます。

次のページをお願いいたします。

第28条の2でございます。虐待の防止についての規定でございますが、虐待防止の取組のために担当者の設置を義務づけるものでございます。

次に、第6章雑則として、第32条電磁的記録等の規定でございます。事業者の業務負担の軽減のため、記録の保存等に係る見直しを行うものでございます。

20ページ、21ページの附則の改正につきましては、最初にご説明させていただきました、主任介護支援専門員の配置に関する経過措置についてでございます。

議案書19ページに戻りまして、附則といたしまして、施行期日は令和3年4月1日から施行するものでございます。第14条第20号の2については、同年10月1日から施行とするもので、附則の改正については公布の日からとするものでございます。

第2項の虐待の防止に係る経過措置と第3項の業務継続計画の策定等に係る経過措置、

第4項の感染症の予防及び蔓延防止のための措置に係る経過措置につきましては、いずれも令和6年3月31日までと猶予されるものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） この条例の改正については、総務民生常任委員会で説明をいただき、今回、第8期介護保険事業計画、これらに関する基準省令の改正、併せまして、それらの基準サービスの見直しという相対的には理解しておりますが、表現の関係でちょっと確認したいんですけれども、新旧対照表で申し上げます。13ページ4条の2項、改正後、右側ですね、案。申し上げますと、2項の2行目、項段2、主任介護支援専門員（以下この項において、同用語で「主任介護支援専門員」という。）この括弧書き、何か前段の介護保険施行規則からの関係で必要とするのか、以下この項においてという、見ますと、項内には何もあと改めて括弧書きする必要はないのではないのかなと思ひまして、午前中の一般質問に係る、専門職の採用絡みにも関係する職種の部分でちょっと気づいたものですから、今準則やらないと思ひますが、その辺、この表記でよいのか確認したいと思ひます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） こちらにつきましては、基準省令の改正に基づいて改正を行ってございます。表現といたしましては、このとおりの改正でございましたので、条例のほうの改めにつきましても同じような表現を使わせていただきました。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第9号 大衡村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第11、議案第9号、大衡村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 議案書につきましては21ページ、議案第9号別紙で、新旧対照表につきましては22ページからになります。説明は新旧対照表にてご説明申し上げます。

この条例改正につきましても、第8期介護保険事業計画期間に向けた省令改正に準じて改正を行うものであります。

新旧対照表22ページをお願いします。

第7章として、雑則が追加されます。

次のページお願いいたします。

第2条に第5項及び第6項を追加するもので、第5項については利用者の人権の擁護や虐待防止について具体的な義務内容を定めるものになり、第6項については、ケアの質の向上のため、情報の収集、活用を行うことを規定するものでございます。第18条第6項を第7号とし、第5号の次に虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものでございます。

24ページをお開き願います。

第19条第4項については、事業におけるハラスメント対策についての規定でございます。第19条に業務継続計画の策定等についての1条を追加するものでございます。

第21条に、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置についての1条を加えるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第22条第2項につきましては、運営規定等の掲示に係る見直しでございます。

第27条の2については、虐待の防止についての規定でございますが、虐待防止の取組のために担当者の設置を義務づけるものでございます。

27ページをお開き願います。

第31条第9号に担当者会議などにおいて、感染防止や多職種連携の観点からICTの活用について加えられたものでございます。

次に、第7章雑則として、第34条電磁的記録等の規定でございますが、事業者の業務

負担の軽減のため、記録の保存等に係る見直しを行うものでございます。

議案書23ページに戻りまして、附則といたしまして、施行期日は令和3年4月1日から施行するものでございます。

第2項の虐待の防止に係る経過措置と第3項の業務継続計画の策定等に係る経過措置、第4項の感染症の予防及び蔓延防止のための措置に係る経過措置につきましては、いずれも令和6年3月31日までと猶予されているものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第10号 大衡村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第12、議案第10号、大衡村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 議案書につきましては26ページ、議案第10号別紙で、新旧対照表につきましては29ページからになります。説明は新旧対照表にてご説明申し上げます。

さきの改正条例の説明同様、第8期介護保険事業計画期間に向けた省令改正に準じて改正を行うものであります。

説明は、字句の訂正等については省かせていただきますので、ご了承願います。

新旧対照表32ページをお願いいたします。

第3条に第3項及び第4項を追加するもので、第3項については利用者の人権の擁護や虐待防止について具体的な義務内容を定めるものになり、第4項については、ケアの質の向上のため、情報の収集、活用を行うことを規定するものでございます。

33ページをお願いいたします。

第6条第5項の第1号から、次のページの第9号までの事業所や施設については、第47条第4項の各号においても同じであることを加えております。

第31条第7号合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法として、次のページをお開きいただきまして、第8号を虐待の防止のための措置に関する事項とするものでございます。

第32条第5項については、事業者におけるハラスメント対策についての規定でございます。第32条に業務継続計画の策定等についての1条を追加するものでございます。

36ページをお開き願います。

第33条第3項として、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置を講じること、検討委員会においてはICTの活用も可能とし、研修及び訓練を定期的実施する旨を加えるものであります。

次のページをお願いいたします。

第34条第2項につきましては、運営規定等の掲示に係る見直しでございます。

第39条地域との連携等の規定でございますが、関係者により構成される協議会において、ICTの活用を加えるものでございます。

38ページをお願いいたします。

第39条の2については、虐待の防止についての規定でございますが、虐待防止の取組のために担当者の設置を義務づけるものでございます。

39ページをお願いいたします。

第47条訪問介護員等の員数の規定でございますが、第1号と次のページをお開きいただきまして、第3号についてのオペレーターの配置基準等の緩和による改正で、これらの号から削除して、改めて第3項、4項、次のページをお開きいただきまして、第5項、6項、42ページの第7号として定めるものでございます。

第55条の第7号を合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法とし、第8号を虐待の防止のための措置に関する事項とするものでございます。

第56条第2項及び次のページをお開きいただきまして、第3項についてはオペレータ

一の配置基準の緩和による改正で、第5項においては事業所におけるハラスメント対策についての規定でございます。

44ページをお開き願います。

第57条第2項として、サービス付高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を行うこととするもので、当該建物に居住する利用者以外にもサービス提供を行うものとするものでございます。

45ページをお開き願います。

第59条の12、運営規定でございますが、第10号を第11号とし、第10号に虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものでございます。

第59条の13、第3項については介護に直接関わるもので、医療や福祉関係の資格のない無資格者に対し、認知症介護基礎研修の受講を義務づける規定でございます。

46ページをお開きいただきまして、第4項については事業者におけるハラスメント対策についての規定でございます。

第59条の15の規定は、非常災害対策の規定で、第2項については地域と連携した災害への対応を強化するものでございます。

第59条の16、第2項、47ページをお開きいただきまして、第59条の17につきましては、感染症予防及び蔓延の防止のための措置を講じること、検討委員会においてはICTの活用も可能として、研修及び訓練を定期的実施する旨を加えるものでございます。

次に、50ページをお開き願います。

第59条の34の運営規定に、虐待防止のための措置に関する事項を加え、第59条の36についてはICTの活用も可能とするものでございます。

53ページをお開き願います。

第66条、管理者の規定でございますが、管理者の配置基準の緩和を図る改正でございます。

次のページをお願いいたします。

第73条運営規定についてでございますが、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものでございます。

56、57ページの表につきましては、小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直しによる改正でございます。

58ページをお願いいたします。

第87条の心身等の把握の規定については、ICTの活用も可能とするものでございます。

第100条の運営規定に、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものでございます。

59ページをお願いいたします。

第101条第2項については、過疎地域などにおけるサービス提供の確保の観点から規定するものでございます。

61ページをお開き願います。

第110条で従業員の員数についての規定でございしますが、認知症グループホームの夜勤職員体制の見直しを行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

第9号については、認知症グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備、提供を行う観点から、サテライト型事業所の基準を定めるものでございます。

63ページをお開き願います。

第111条の管理者についての規定でございしますが、サテライト型事業所の基準として、本体事業所の管理者が兼務することができる規定とするものでございます。

第113条については、ユニット数の緩和でございします。

次のページをお開き願います。

第117条第7項についてはICTの活用について、第8項については外部評価に係る運営推進会議の活用について加えられるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第122条については、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものでございます。

66ページをお願いいたします。

第123条第3項及び第4項については、無資格者に対し、認知症介護基礎研修の受講を義務づける規定と、事業者におけるハラスメント対策についての規定でございします。

67ページをお願いいたします。

第138条第6項第1号にICTの活用について、68ページをお開きいただきまして、第145条第9号に虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものでございます。

第146条第4項については、無資格者に対しての認知症介護基礎研修受講の義務づけ、

次のページをお願いします。第5項については、従業者におけるハラスメント対策についての規定でございます。

70ページをお開き願います。

第151条については、地域密着型介護老人保健福祉施設における人員配置基準の見直しでございますが、栄養士または管理栄養士についての配置見直しでございます。次に、第3項についてでございますが、次のページをお開きいただきまして、従来型施設とユニット型施設を併設する場合の介護職員や看護職員の兼務について制限がなされていたところを、兼務を可能とするため削除するものでございます。

73ページをお開き願います。

第157条第6項第1号及び、次のページをお願いいたします、第158条第6項については、ICTの活用について加えるものでございます。

74ページをお願いいたします。

第163条の2、栄養管理の規定、第163条の3、口腔衛生の管理の規定についてでございますが、指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者に対する管理を新たに行うこととされたものでございます。

次のページをお願いいたします。

第168条第8号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、第169条第3項及び第4項については、無資格者に対する認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、次のページをお願いします、第5項については事業者におけるハラスメント対策についての規定でございます。

76ページをお願いいたします。

第171条第2項第1号についてはICTの活用について、第3号については感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練の義務づけをする規定の追加でございます。

77ページをお願いいたします。

第175条の規定としまして、事故発生の防止及び発生時の対応についてでございますが、ICTの活用を可能とし、事故発生の防止、発生時に対応できる担当者の設置を規定するものでございます。

79ページをお開き願います。

第180条、設備に関する規定でございますが、個室ユニット型施設の設備、勤務体制の見直しでございます。



81ページをお開き願います。

第182条第8項第1号はICTの活用、第186条第9号は虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものでございます。

82ページをお開き願います。

第187条第4項及び第5項については、無資格者に対する認知症介護基礎研修受講の義務づけ、事業者におけるハラスメント対策についての規定でございます。

85ページをお開き願います。

第203条の委任を改め、電磁的記録について定めるものでございます。

議案書に戻りまして、39ページをお開き願います。

附則といたしまして、施行期日は令和3年4月1日から施行するものでございます。

第2項の虐待の防止に係る経過措置、第3項の業務継続計画の策定等に係る経過措置、40ページをお願いいたします。第4項の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に係る経過措置、第5項の認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置、第6項の栄養管理に係る経過措置、第7項の口腔衛生の管理に係る経過措置、第8項の指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練に係る経過措置、第9項の事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置につきましては、第2項から第9項につきましては令和6年3月31日までと猶予されているものでございまして、41ページをお願いいたします。第10項及び第11項のユニットの定員に係る経過措置につきましては、職員配置については努めるものとし、この条例の施行に既にある建物については従前の例によるものとするものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開を2時10分といたします。

午後 1 時 5 7 分 休 憩

---

午後 2 時 1 0 分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第 1 3 議案第 1 1 号 大衡村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第13、議案第11号、大衡村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 議案書につきましては43ページ、議案第11号別紙で、新旧対照表につきましては87ページからになります。説明は新旧対照表にてご説明申し上げます。

こちらの改正条例も先ほど同様、省令改正に準じて改正を行うものでございます。

第3条に第3項及び第4項を追加するもので、第3項については利用者の人権の擁護や虐待防止について具体的な義務内容を定めるものになり、第4項については、ケアの質の向上のため、情報の収集、活用を行うことを規定するものでございます。

90ページをお願いいたします。

第10条の管理者の規定でございますが、管理者の配置基準の緩和で、人材の有効活用を図る観点から、他の職務に従事することができるものとするものでございます。

91ページをお開き願います。

第27条の運営規定の第10号に、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものでございます。

第28条第3項は、介護に直接関わるもので医療や福祉関係の資格のない無資格者に対

し、認知症介護基礎研修の受講を義務づける規定でございます。第4項につきましては、事業者におけるハラスメント対策についての規定でございます。

92ページをお開き願います。

第28条に、業務継続計画の策定等についての1条を追加するものでございます。

第30条第2項については、地域と連携した災害への対応を強化する規定でございます。

93ページをお開き願います。

第31条第2項第1号から第3号については、感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する検討委員会においてはICTの活用も可能とし、指針の整備、研修及び訓練を定期的実施する旨を加えるものであります。

第32条第2項については、運営規定等の掲示に係る見直しで、自由閲覧させることで掲示に代えるものでございます。

94ページをお開き願います。

第37条の2、第1号から第4号まで虐待の防止についての規定でございます。検討委員会におけるICTの活用、指針の整備、虐待の防止のための研修の実施、適切に実施するための担当者の設置などを定められております。

95ページをお開き願います。

第39条地域との連携等についての規定でございますが、協議会におけるICTの活用を可能とするものでございます。

96ページをお開き願います。

表につきましては、小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直しによる改正でございます。

98ページをお開き願います。

第49条心身の状態等の把握について、規定でございます。サービス担当者の介護等における、ICTの活用を可能とするものでございます。

第57条の運営規定に、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものでございます。

第58条第2項については、過疎地域等におけるサービス提供の確保の観点から規定するものでございます。

101ページをお開き願います。

第71条で従業員の員数についての規定でございますが、認知症グループホームの夜勤

職員体制の見直しを行ったものでございます。

次のページをお願いします。

第9項については、認知症グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備、提供を行う観点から、サテライト型事業所の基準に定めるものでございます。

103ページをお開き願います。

第72条の管理者についての規定でございますが、サテライト型事業所の基準として、本体事業所の管理者が兼務することができる規定とするものでございます。

第74条については、ユニット数の緩和でございます。

次のページをお開き願います。

第79条については、サテライト型事業所の管理者と本体事業所の管理者の兼務を可能とすることから、矛盾が生じないように、兼務制限の対象から除外するものでございます。

第80条については、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものでございます。

105ページをお開き願います。

第81条第3項及び第4項については、無資格者に対し認知症介護基礎研修の受講を義務づける規定と、事業者におけるハラスメント対策についての規定でございます。

106ページをお開き願います。

第87条第2項第1号及び次のページの第2号につきましては、外部評価に係る運営推進会議の活用についての規定でございます。

第91条の委任を改め、電磁的記録について定めるものでございます。

議案書に戻りまして、48ページをお開き願います。

附則といたしまして、施行期日は令和3年4月1日から施行とするものでございます。

第2項の虐待の防止に係る経過措置、第3項の認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置、第4項の業務継続計画の策定等に係る経過措置及び第5項の感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に係る経過措置につきましては、いずれも令和6年3月31日までの猶予とするものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議長（細川運一君） 日程第14、議案第12号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 議案第12号、議案書50ページをお開き願います。

議案第12号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、議案第12号別紙でご説明いたします。1ページをお開き願います。

今回の計画策定は、令和3年度から令和7年度までの5カ年間の事業内容や事業費等について定めるもので、従前の辺地計画からの変更点が2点ほどありまして、1点目が、テレビ共同受信施設の更新事業計画のため、これまでの大瓜上辺地を大瓜下地区の一部を取り入れて大瓜辺地としたこと。2点目が、蕨崎地区の辺地度点数が100点を超えたので、蕨崎辺地を新たに加えた2点であります。

それでは、4つの辺地の事業計画内容等をご説明いたします。

大瓜辺地は5事業を予定しており、村道関係が4事業、テレビ受信施設整備事業更新事業であります。総事業費1億3,330万円。辺地債充当予定額は1億2,850万円となっております。なお、辺地債は元利償還の交付税参入率が80%と、財政上有利な起債となっております。2ページから3ページが事業計画書となっております。

次に、5ページをお開き願います。

駒場辺地は7事業を予定しており、村道関係が5事業、消防施設が2事業の、総事業費3,040万円。辺地債充当予定額は2,830万円となっております。6ページから7ページが、個別の事業計画書となっております。

次に、9ページをお開き願います。

大森辺地は5事業を予定しており、村道関係が3事業、消防施設が1事業、村民バス更新事業が1事業の、総事業費9,127万4,000円。辺地債充当予定額は8,590万円となっております。10ページから11ページが、事業計画書となっております。

次に、13ページをお開き願います。

新規の蕨崎辺地は4事業を予定しており、村道関係2事業、消防施設2事業の、総事業費1,060万円。辺地債充当予定額は1,040万円となっており、14ページが事業計画書となっております。

今後の事務スケジュールといたしましては、県から令和3年2月19日付で事前協議に対する異議ない旨の回答をいただいておりますので、本日ご承認をいただきましたら、総務大臣へ、計画書を県を通じて提出する予定となっております。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。石川 敏君。

3番（石川 敏君） 何点か、お尋ねをいたします。今回、令和3年度から7年度までの5年間の新たな辺地整備計画ということでありますけれども、従来、大瓜上、駒場、大森、3地区から大瓜が上下に拡大し、さらに蕨崎が追加ということのようではございますけれども、この計画の中で辺地度が100点以上ということが基準ということではございますけれども、各地区のこの計画を見ますと、中心の位置というのが具体的に明記されていますが、この辺はどういった定義で、この場所がその地区の中心点ということに規定するものか。各公共的な施設への距離が、ここの中心地からの距離なのかなというふうに感ずるんですけれども、その辺当然点数にも関わってくると思いますけれども、その辺の考え方、お尋ねします。

それから、各事業の選定ですけれども、今までと同様に村道、あるいは消防施設が多いんですけれども、新たに大瓜地区のテレビ受信施設も載っていますし、あと見ますと村民バスも計画に上がっていますけれども、こういったものについては辺地債の起債の対象事業に該当してくるものかどうか。当然、該当するから事業計画を組んだと思うんですけれども、こういった部分で対象になってくるのかお尋ねします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず、1点目の辺地ごとの中心地の捉え方でございますけれども、こちら、その辺地の固定資産の評価額が一番高いところを中心とするということに

なっておりますので、そちらを中心地として、その辺地の中心地から学校施設であるとか病院までの距離によつての点数を累計したものが100点以上、こういったものが辺地とされるというものでございます。

2点目のご質問のバスの更新事業でありますけれども、現在大森を走っている万葉バス、こちらの更新事業を考えておりまして、このバスも平成23年辺地債充当して更新したものであります。

主に、この辺地の充当できる事業といたしますが、交通通信施設、厚生施設、教育文化施設、産業振興施設となっております、そのうちのバスにつきましては、交通通信施設の1つとして計画したものでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 中心点の地区は、その地区の固定資産の評価額の高い場所という定めですか。そうしますと、何て言うんでしょう、真ん中辺りというような考え方ではないんですよね。そうすると、そこからの距離となってくると、当然通常の公共施設まで近いところは近いですね、いきなりね。ですので、今回なんですか、大瓜地区は101点、辛うじて1点オーバーしただけですよ。すると、場合によっては外れるということもあり得ますよね、100点を下回ってくれば。この辺の考え方、ちょっと聞いたんですけども、そういうのであればやむを得ないのかなとも思いますけれども、中心点の捉え方ですね。その辺も、ある程度配っていく必要があるんじゃないのかなという感じはしますけれどもね。

あと、対象事業ですけれども、村道関係、あと消防の施設、ポンプ自動車、あと車庫が載っていますけれども、対象事業の中には農林業とか、市町村道、農林道ありますけれども、例えば農業用排水路的なものは事業の対象にはならないわけですか。課長、首振っていますけれども、そういうものは対象外だから、辺地の事業には組み込めないというような考え方なんです。それでいいんですね。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 1点目の今回従来の大瓜上辺地を大瓜下地区の一部を取り入れての大瓜辺地とした目的が、冒頭で申し上げました共同受信施設、こちらが現在も地区の組合で修繕等を行っていただいているということで、今般相当年数が経過していることから辺地債を充てたいということで計画したものでございまして、議員おっしゃるとおり、この大瓜下地区の一部を取り入れたことによりまして大瓜辺地が101点、大瓜上

単独ですと133点なんです。で、大瓜下地区単独ですと91点ということになりますので、今回テレビ共同受信施設のエリアを取り入れて、ぎりぎりこの辺地債対象になるような地区の選定をしたということが1点でございます。

あと2点目の対象事業の中で用排水路等は対象にならないのかといいますと、先ほどお話したように、その農林業等の施設、整備の中には用排水路は含まれないということで、村の事業で実施計画等では9条を予定しているということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 事業の対象については、理解いたしました。いずれにしても全員協議会でもっての説明ではたしか衡東地区もというような計画があったようですけども、やっぱり村内で各地区において辺地債の対象になり得るような事業があれば、やっぱり地区として指定が可能であれば事業の振り分け、その辺、各地区の事業の要望なり意見なりの確に把握して事業を選定して、可能なものは辺地対象の事業に組んでいただければと、これからも実施計画の中でも財源の区分はありますけれども、そういうことで今後も選定をやっていただければというふうに思えます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

確かに議員ご指摘のとおり、当初、今般の計画策定については衡東地区の101点でありますので、辺地の対策事業該当になるということでございましたが、先ほどお話したように、県との事前協議の中で現在衡東地区の事業計画が令和7年度の交通安全施設のみということですので、現段階でその単年度の計画であれば、今回の策定ではなくて令和7年度に間に合うような事業計画の策定で良いだろうというような県の主導でございましたので、今回除外をさせていただいたということでございます。

あと、事業の選定につきましては、今回載せさせていただいておりますのは、地区の要望も聞いてということでございますが、各地区からご要望があったものもありますし、後は道路関係で言いますと、その管理している担当課の安全上の観点から事業計画したものもございますので、今後もその地区のご要望等を踏まえながら、事業計画をしたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 私の聞きたいことを今聞いてもらったもので、私は別のほうからちよっ



とお聞きしたいと思います。

辺地債の事業計画がここに出ておりますけれども、令和3年から7年までですか。その中で、この3年間のやつをちょっとまとめてみました。そして、令和6年度につきましてはまだ本当に暫定的なものかなというふうに思ったものですから、3年、4年、5年と比べてみましたけれども、3年の計画、4つの区の合計を見ますと、4,107万4,000円なんですよね。では、令和4年はどうかというのと、7,610万円とちょっと跳ね上がってきています。そして、5年になると今度は下がって5,110万円と、ちょっとばらばらに計画されております。

辺地債の計画の中で、一体許容範囲というのはあるのかどうか、そして、これは返さなくていいような借金だというふうによく言われているんですけども、一応借金として見た場合に、国のほうとして、この一自治体に関して、どれぐらいを許容範囲としているのか。そして、その許容範囲の中でこういう計画を立てているのか。まず、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ご質問の、辺地債のその許容額というか限度額というような質問かと思いますが、国においては地方財政計画の中で、それぞれ起債の計画を立ててございます。その中で、今般この計画策定を国に上げる、その中で国においてもその各市町村の辺地計画をそういう予定をしているものだというふうな認識をしていただいて、ある程度のこの起債の枠の配分はあろうかと思いますが、国から県に配分して、県ではその市町村ごとの辺地のその単年度、単年度、事業の枠を調整して配分というようなこととなりますので、今般計画したから、満額配分がされるというものではございません。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 確かに自治体としてはこれぐらいやりたいよということで出してやるわけですから、全部国のほうで受け入れてくれるという考えはちょっと甘いかもしれないけれども、これまで令和2年までの間でもこういう計画は出しておったわけですよね。その中で大体何%ぐらいの達成になっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ちょっと過去のその実績等の資料はございませんが、感覚的に言いますと9割弱ぐらいかと思います。先ほど言われたように、その5カ年の中で年度によって凸凹というか、事業費があるということは事実でございますので、その起債の

協議をする時点で県のほうといろいろ調整していくというようなことでございます。

議長（細川運一君） 総務課長から発言を求められておりますので、総務課長。

総務課長（佐野克彦君） すみません。一応、毎年度の地方債計画というものが毎年度ございます。辺地過疎対策事業債ということで何兆円という枠がございますので、その範囲内で当然市町村から吸い上げた形で、それ以上オーバーになればその枠配分ということで、その何%という形になります。そして、過去のいわゆる辺地債の充当については、その年によって、今企画財政課長の発言のとおり、その年によってばばらでございます。それこそ70%のときもあれば、それこそ9割、100%近いときもありましたので、トータルするとやっぱり9割近い、要望額に対して9割近い起債額というふうにはなっているものと思われま。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） もう一つお聞きしたいのは、大瓜上地区の長町小沼田線、この長町小沼田線のこの3カ年のあれを見ても、合計7,000万円ぐらいの予定をされておるんですね。この令和5年で事業が終わるのかなというふうに思うんですけども、それに間違いはないかどうかということ1つと、それから駒場地区の大原下原線ですか、大体距離にして85メートルぐらいの差しかないんですけども、この路幅についてもどちらも4メートルということで、用地買収なりなんなりもいろいろあると思うんですけども、大原下原線の場合は令和5年まで1,400万円。で、令和6年ないんですね、計画の中に。ですから、6年がないということは、これで完了するのかなとちょっと錯覚するわけなんですけれども、これでは完了しないのではないのかなと自分なりに思うんです。その辺をちょっとお聞きしたいということと、これで終わりだっけか。（「最後です」の声あり）そういうことをまずこれお聞きしたいということと、この終わりであるかということを知りたいのと、それから令和5年以降のことがどうなっているのか、もし考えがあるならば、それをお聞きしたいということでございます。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、1点目の長町小沼田前線外1の事業でございますが、こちらにつきましては令和3年度から工事のほう、3カ年で計画をして完了させたいというふうな計画でございます。それとあと、駒場地区の大原下原線につきましては、こちら極力この現道を生かした形で、幅員も通常だと3種5級幅員5メートルというような

道路になりますけれども、対象になっている民家も1軒というところもありまして、その辺を鑑みて、その現道を極力生かした形の事業にしたいというふうな形で、このような計画としているものでございまして、短い期間で計画をしたいというふうに考えております。これまでもその大原下原線につきましては、実施計画上も計画しておったんですが、他事業との調整でちょっと遅れてきていた経緯があったんですけれども、今年度計画でも一応計画として載せさせていただいている、現道を利用した形の整備ということで計画しているということで、ご理解いただければと思います。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 先ほど石川 敏議員が質問しましたが、再度村民バス購入事業についてお伺いしたいと思います。

先ほどの答弁で、万葉バスとして活用していくということですが、2,800万円計上していますので、大きき的にはどのような形というか、今の万葉バスのようなバスを購入するものなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

現在のバスですけれども、平成23年10月に取得してございまして、乗車定員46人となっております。同程度のバスを更新の計画でおります。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 同程度のバスを購入する計画ではありますが、万葉バス、あまり普段は利用者、本当に少ないかもしれませんが、大森・中学校線、朝の雨天時の通勤時、子供たちいっぱい乗れなくて、立って乗車していくという話も聞いていますし、またつり革もないという話も聞いております。また、ときわ台、ときわ台南の中学校の生徒数も年々増えていくかと思われまして、またときわ台住民の方からは万葉バス、ときわ台を通るようなバス停もあったらいいなという声もありますので、その点も踏まえて、計画購入に充てていただきたいと思いますが、その辺について再度伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 先ほどの現在の46人定員の同程度のバス、現時点ではそのように計画しているということでございますが、ご指摘のとおり、万葉バス、朝の便は中学生も乗りますことから多いというのは確認してございます。昨日の日報ですと、朝51人ほど乗車しているというようなことでございますので、それらも鑑みまして、バスの購

入に当たっては、その辺も考慮しながら検討したいというふうに考えております。

2点目のときわ台の停車についても、現在も検討しておりますし、路線の経路、それらも含めまして、引き続き停まれるように、検討を継続して参りたいというふうに思っております。

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第13号 令和元年度中山橋架替工事（下部工）の請負契約の変更について

議長（細川運一君） 日程第15、議案第13号、令和元年度中山橋架替工事（下部工）の請負契約の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書51ページで、あと併せまして議案第13号別紙の図面のほうで説明をさせていただきます。初めに、議案書51ページをお願いいたします。

議案第13号、令和元年度中山橋架替工事（下部工）の請負契約の変更について、令和2年7月20日一般競争入札に付し、同年7月29日、議会の議決を得、株式会社松川土木と契約施工中の上記工事内容に変更が生じたため、下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の金額 変更前1億1,880万円

変更後1億4,138万8,500円

当該工事につきまして、令和3年2月12日、工事請負変更契約の仮契約を締結しております。

続きまして、議案第13号別紙図面で、工事の概要と変更内容等についてご説明申し上げます。

今回の工事につきましては、村道の尾西中山線改良舗装事業として施工いたします。一級河川埋川に架かる中山橋の架け替え工事となっております。既設橋梁の撤去と新しい橋梁の下部工の設置工事を行うもので、工期が令和2年7月30日から令和3年3月30日までとなっております。

工事の概要と変更理由についてですが、架け替え後の橋の橋長は21.7メートル、車道幅員7メートル、歩道幅員で2.5メートルとなるものですが、今年度施工している工事は、橋梁下部工の橋台2基の設置と、護岸工の整備、管渠の整備、旧橋の撤去、仮設工などとなっております。

今回お諮りする工事の主な変更内容についてですが、まず旧橋撤去工事におきまして、現地調査の結果、撤去時の作業ヤードの関係から、作業場所及びクレーン仕様を変更し、また撤去処分量が実績として増量となったこと。また、仮設工におきまして、当初設計では大型土のう3段積にして水替えする計画としておりましたが、川の水深の関係から2段積での施工が可能となり、こちらは減額となること、主な変更の内容になっております。また、入札の結果、設計額と請負額との差額が生じ、財源である国費に余剰金が生じたことから、次年度工事を予定しておりました、上部工桁制作につきまして前倒し施工し、事業進捗を図りたいというふうに考えているものでございます。

以上のことから、請負額を2,258万8,500円増額し、1億4,138万8,500円とするものでございます。

説明につきましては以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第14号 令和2年度役場庁舎冷暖房熱源改良工事の請負契約の変更に  
ついて

議長（細川運一君） 日程第16、議案第14号、令和2年度役場庁舎冷暖房熱源改良工事の請負契約の変更に  
ついてを議題といたします。

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書52ページをお願いいたします。併せまして、議案第14号別紙図面にてご説明を申し上げます。初めに、議案書52ページをお願いいたします。

議案第14号、令和2年度役場庁舎冷暖房熱源改良工事の請負契約の変更について、令和2年12月22日指名競争入札に付し、株式会社日立ビルシステム東日本支社と契約施工中の上記工事内容に変更が生じたため、下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の金額 変更前3,784万円

変更後4,937万2,400円

当該工事につきましては、12月24日に当初契約を締結しておりましたが、工事内容に変更が生じたことにより設計額が5,000万円を超えたため、変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

変更契約につきましては、令和3年3月1日仮契約を締結しております。

続きまして、議案第14号別紙の図面で、工事の内容と変更内容について、ご説明を申し上げます。図面の1枚目を御覧いただきたいと思います。

今回の工事につきましては、役場庁舎及び平林会館の冷暖房装置の更新工事で、工事の場所につきましては、大衡村大衡字平林地内、工期が令和2年12月25日から令和3年3月31日までとなっております。

今回の工事概要と変更理由についてですが、空調機器熱源交換といたしまして、空冷ヒートポンプモジュールチラー、3モジュールですけれども、を役場の駐車場内に設置し、既存配管に接続する工事を行い、また電気工事といたしまして、キュービクル改造とトランスコンデンサー交換及び建築工事として、機器の基礎工事を工事の内容として当初発注していたものでございますが、空調機の冷媒熱源効率を考慮いたしまして、既設の冷却塔設置場所、これは役場の機械室、守衛室の上の部分になりますが、こちらに新設ヒートポンプチラーを設置する検討を行ったところ、構造計算上可能であることが確認されたことから、設置場所の変更を行うものでございます。これによりまして、当初設計分の変更では、接続管の延長の減ですとか、基礎工事の必要なくなったことから工事費が減額となりますが、入札結果による請負差金が約1,200万円ほど生じたこと

から、当初予定していなかった別紙2枚目と3枚目の赤色で着色をしております既存の冷温水機と冷却塔の撤去工事とあと地下オイルタンクの廃止処理、それとあと防雪フードの設置工事を追加させていただきたいというふうに考えているものでございます。

以上のことから、請負金額を1,153万2,400円増額し、4,937万2,400円とするものでございます。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略……。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 予算額はたしか5,000万円と記憶していたんですけども、今回当初予定以外に請差が出たということで、予定外のやつを追加すると。これは今回請差がない場合は、次年度以降計画したものか、その点だけ確認したいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ただいまご質問にあったとおり、今回追加工事する部分につきましては、次年度以降の工事として計画していたものでございます。

議長（細川運一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後2時55分 散会